



秋田県公報

目次	ページ
----	-----

選挙管理委員会告示

○衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができる一般放送事業者及び政見放送の回数(二二六) ……1

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百二十六号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)第二条第七項の規定に基づき、平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めたので、告示する。

平成二十一年八月七日

- 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
- 一 候補者届出政党の届出候補者数 一人又は二人

放送できる一般 放送事業者名	放送できる一般 放送回数
秋田テレビ株式会社	一回
株式会社秋田放送	一回
	テレビジョン放送
	ラジオ放送

- 二 候補者届出政党の届出候補者数 三人から五人まで

放送できる一般	放送回数
---------	------

放送事業者名	秋田テレビ株式会社	株式会社秋田放送
テレビジョン放送	一回	一回
ラジオ放送		一回

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄